

## 介護支援専門員の資格に係る研修について

平成 18 年度の介護保険法の改正により、介護支援専門員は、継続的に専門的知識及び技術の向上を図る必要があることから、介護支援専門員証（以下「員証」と略す）の有効期間を5年と定め、この有効期間を更新するための研修の受講が義務付けられています。

また、介護支援専門員として、実務に就く場合は登録のみではなく、員証が必要です。

### 現在の有効期間内に員証の発行を受けるために必要な研修

- ① 介護支援専門員として実務に従事している方  
初回の更新時は、「専門研修課程Ⅰ（33時間）」及び「専門研修課程Ⅱ（20時間）」の受講が必要です。  
2回目以降の更新時には、「専門研修課程Ⅱ」のみ受講が必要となります。
- ② 介護支援専門員として実務に従事していない方  
「更新研修」（実務研修相当の研修（44時間））の受講が必要です。

### 有効期間の考え方

◎有効期間は 員証の交付日から5年となっています。

現在、介護支援専門員として実務に従事している方については、有効期間が終了するまでに所定の研修を受講してください。

- 平成 16 年度から 17 年度の登録者の有効期間は、平成 23 年 3 月の登録日となっています。
- 平成 18 年度以降の登録者は、介護支援専門員証に有効期間が記載されています。
- 平成 10 年度～15 年度の介護支援専門員に交付した「介護支援専門員登録証明書」では、介護支援専門員として実務に従事することはできません。

### 現在、介護支援専門員として実務に従事していない方で有効期間が切れた場合

有効期間が切れても、「再研修」（実務研修相当の研修（44時間））を受講し、員証の申請・交付を受けることで、介護支援専門員として実務に従事することが出来ます。

### 員証の申請等の手続き

員証の交付申請は、有効期間終了までに早めに行ってください。詳細については、ホームページにてお知らせします。

毎年5月頃に、研修日程等を県のホームページ「介護支援専門員支援情報」  
(<http://www.pref.kagawa.jp/choju/caremane/index.htm>)に掲載する予定としています。

#### 【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課

介護人材グループ

研修及び登録の担当

Tel 087-8832-3275